



社会福祉法人中野社会福祉協会

女性活躍推進法における行動計画

女性職員が、より仕事と家庭（子育て）を両立させることができるよう、またその持てる能力を十分発揮できるようにするとともに、雇用環境の制度整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 当法人の課題

- A. 結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤等により離職した職員に対するスムーズな復帰プログラムまたは再雇用プログラムが脆弱であり、優秀且つ経験のある職員の就業機会を損なっている。
- B. 平均勤続年数は全体としては長いと言えるが、入職後3年未満の職員の離職率が高く定着率が低迷している。

3. 取組み（数値）目標及び対策（取組内容）

目標 職員の離職率の低減を図る。

現状（※） 10.1%であるが段階的に減少させ5%以下を達成する。

※2021年3月期

①法と整合した制度の構築を図り、法人内 LAN（desknet's NEO）又はホームページで周知する。

- a. 当法人で働く現職員に向けて。（2022年4月～）
- b. 当法人を就業先として選択しようとしている外部の方に向けて。（2022年7月～）

②職場復帰プログラムの構築を行い、スムーズな職場復帰に向けた支援を行う。

- a. 就業時付与したアカウントを継続確保する。（法人・施設・職員との関係性の維持）
（2022年4月～）
- b. 相談窓口を設置する。（2022年10月～）

③再雇用制度の構築

いたし方ない事由により退職した職員の再雇用制度を構築し、優秀な職員の再雇用を図る。

- a. 交通費の増額による通勤圏域の拡充。（2023年4月～）
- b. 短時間正規職員の職位及び業務内容を整備し、働き続けることができる職場の維持を図る。
（2023年4月～）